

## 松山市廃棄物許可業者行政処分取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき松山市が行う行政処分に関し必要な事項を定めることにより、行政処分を公平かつ適正に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「行政処分」とは、次の各号のいずれかの処分を命ずることをいう。

- (1) 法第7条の4、第9条の2の2、第14条の3の2、第14条の6又は第15条の3の規定に基づく許可の取消し（以下「許可の取消し」という。）
- (2) 法第7条の3、第14条の3又は第14条の6の規定に基づく事業の全部又は一部の停止の命令（以下「事業停止命令」という。）
- (3) 法第9条の2第1項又は第15条の2の7の規定に基づく一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の使用の停止の命令（以下「使用停止命令」という。）
- (4) 法第19条の4、第19条の5又は第19条の6の規定に基づく措置命令（以下「措置命令」という。）
- (5) 法第9条の2第1項、第15条の2の7又は第19条の3の規定に基づく改善命令（以下「改善命令」という。）

2 この要領において「許可業者」とは、法第7条第1項若しくは第6項、第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第15条第1項の規定による許可を取得している者をいう。

3 この要領において「違反行為」とは、法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。

4 この要領において「欠格条項」とは、法第7条第5項第4号イからヌまで及び第14条第5項第2号イからヘまでの規定をいう。

5 この要領において「施設設置者」とは、施設の設置許可を取得している者をいう。

### (行政処分を行う場合の原則)

第3条 行政処分は、行政指導を行うだけでは、法の目的を達成できないと認められる場合に行うものとする。

2 行政処分を行うに当たっては、営業の自由を十分に尊重し、何ら合理的な理由なく特定の者を差別的に取り扱い、又は不利益を及ぼすことのないようにするとともに、行政処分の内容は、違反行為等の態様等に比例したものとしなければならない。

### (許可の取消しの基準)

第4条 市長は、許可業者が別表第1各項のいずれかに該当する場合は、許可の取消しを行うものとする。

(事業停止命令の基準)

第5条 市長は、許可業者が別表第2の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、事業停止命令を行うものとする。

2 事業停止命令は、当該違反業者に係る一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の事業の全部を停止させるものとする。ただし、事業の一部を停止させることにより法の目的を達成することができると認められるときは、この限りでない。

(使用停止命令の基準)

第6条 市長は、施設設置者が別表第3の左欄各項のいずれかに該当する場合は、同欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数を上限とする期間を定めて、使用停止命令を行うものとする。

2 使用停止命令は、施設全部の使用を停止させるものとする。ただし、施設の一部の使用を停止させることにより、法の目的を達成することができると認められるときは、この限りでない。

(行政処分の特例)

第7条 市長は、行政処分の決定に当たって、情状酌量すべき相当の事情その他市長が適当と認める特別の事由があるときは、第4条(別表第1第1項から第3項を除く。)、第5条第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、行政処分の内容を軽減することができる。

2 前項の場合において、行政処分の内容を軽減する場合は、次のとおりとする。

- ① 別表第1第4項から第6項に掲げる違反行為等に対する行政処分の内容を軽減する場合は、別表第2第1項若しくは別表第3第1項の右欄に掲げる日数を期間とする事業停止命令若しくは使用停止命令とする。
- ② 別表第2第3項から第5項又は別表第3第3項から第5項に掲げる違反行為等に対する行政処分の内容を軽減する場合は、それぞれ該当する項の次の項の右欄に掲げる日数とする。

(公表)

第8条 市長は、決定した行政処分の内容、被処分者の氏名又は名称及びその原因となった違反行為等の概要を公表するものとする。

(履行の確認)

第9条 市長は、行政処分を行った場合は、法の規定に基づき関係事業所等に対して立入検査を行い、行政処分の履行状況を確認するものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、行政処分の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成13年 4月12日から施行する。

この要領は、平成13年10月17日から施行する。

この要領は、平成15年12月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 2月 1日から施行する。

この要領は、平成21年 1月 1日から施行する。

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成25年 8月 1日から施行する。

別表第1（第4条関係） 許可の取消しの基準

- 1 欠格条項に該当するに至ったとき。
- 2 事業停止命令に違反したとき。
- 3 使用停止命令に違反したとき。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合
  - (1) 法第6条の2第6項の規定に違反したとき。
  - (2) 法第6条の2第7項の規定に違反したとき。
  - (3) 法第7条第1項又は第6項の規定に違反したとき。
  - (4) 法第7条第14項の規定に違反したとき。
  - (5) 法第7条の2第1項の規定に違反したとき。
  - (6) 法第7条の3の規定に違反したとき。
  - (7) 法第7条の3第2号又は第3号に該当し、かつ、当該該当事項の改善を図ることができないと認められるとき。
  - (8) 法第7条の4第1項第6号の規定に違反したとき。
  - (9) 法第7条の5の規定に違反したとき。
  - (10) 法第8条第1項の規定に違反したとき。
  - (11) 法第9条第1項の規定に違反したとき。
  - (12) 法第9条の2の規定に違反したとき。
  - (13) 法第9条の2第1項第1号、第2号又は第4号に該当し、かつ、当該該当事項の改善を図ることができないと認められるとき。
  - (14) 法第9条の2の2第1項第3号の規定に違反したとき。
  - (15) 法第9条の5第1項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
  - (16) 法第10条第1項(第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反し、又は未遂に終わったとき、若しくはその予備をしたとき。
  - (17) 法第12条第5項の規定に違反したとき。
  - (18) 法第12条第6項の規定に違反したとき。
  - (19) 法第12条の2第5項の規定に違反したとき。
  - (20) 法第12条の2第6項の規定に違反したとき。
  - (21) 法第14条第1項又は第6項の規定に違反したとき。
  - (22) 法第14条第15項の規定に違反したとき。
  - (23) 法第14条第16項の規定に違反したとき。
  - (24) 法第14条の2第1項の規定に違反したとき。
  - (25) 法第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
  - (26) 法第14条の3第2号又は第3号に該当し、かつ、当該該当事項の改善を図ることができないと認められるとき。
  - (27) 法第14条の3の2第1項第6号(第14条の6において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
  - (28) 法第14条の3の3の規定に違反したとき。

- (29) 法第14条の4第1項又は第6項の規定に違反したとき。
- (30) 法第14条の4第15項の規定に違反したとき。
- (31) 法第14条の4第16項の規定に違反したとき。
- (32) 法第14条の5第1項の規定に違反したとき。
- (33) 法第14条の7の規定に違反したとき。
- (34) 法第15条第1項の規定に違反したとき。
- (35) 法第15条の2の6第1項の規定に違反したとき。
- (36) 法第15条の2の7の規定に違反したとき。
- (37) 法第15条の2の7第1号、第2号又は第4号に該当し、かつ、当該該当事項の改善を図ることができないと認められるとき。
- (38) 法第15条の3第1項第3号の規定に違反したとき。
- (39) 法第15条の4の5第1項の規定に違反したとき。
- (40) 法第15条の4の5第4項の規定に違反したとき。
- (41) 法第16条の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。
- (42) 法第16条又は第16条の2の規定に違反した罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をしたとき。
- (43) 法第16条の2の規定に違反し、又は未遂に終わったとき。
- (44) 法第16条の3の規定に違反したとき。
- (45) 法第19条の3の規定による命令に違反したとき。
- (46) 法第19条の4第1項の規定による命令に違反したとき。
- (47) 法第19条の5第1項の規定による命令に違反したとき。
- (48) 法第19条の6第1項の規定による命令に違反したとき。

5 事業停止命令若しくは使用停止命令を受けた日から2年を経過しない者が、第5条第1項の規定による事業停止命令又は第6条第1項の規定による使用停止命令の対象となる違反行為をしたとき。

6 前各項に掲げる場合のほか、違反行為の内容が特に悪質と認められるとき、又は生活環境の保全上重大な支障を生じる違反行為をしたとき。

別表第2（第5条，第7条関係） 事業停止命令の基準

<p>1 別表第1第4項から第6項までのいずれかに該当する場合（第4条の規定にかかわらず許可の取消しを行わなかった場合に限る。）</p>	<p>180日</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 法第7条の3第2号又は第3号に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができる」と認められるとき。</p> <p>(2) 法第9条の2第1項第1号，第2号又は第4号に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができる」と認められるとき。</p> <p>(3) 法第14条の3第2号又は第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができる」と認められるとき。</p> <p>(4) 法第15条の2の7第1号，第2号又は第4号に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができる」と認められるとき。</p> <p>(5) 法第21条の2第2項の規定による命令に違反したとき。</p>	<p>必要な改善期間又は応急措置に必要な期間</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 法第12条の4第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 法第12条の6第3項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(3) 法第15条の19第4項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(4) 法第19条の10第1項の規定による命令に違反したとき。</p>	<p>90日</p>
<p>4 次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 法第8条の2第5項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 法第15条の2第5項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p>	<p>60日</p>
<p>5 次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 法第7条第15項(第12条第13項，第12条の2第14項，第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。)又は第16項(第12条第13項，第12条の2第14項，第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 法第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 法第7条の3第3号に該当したとき。</p> <p>(4) 法第8条の2の2第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 法第8条の4(第9条の10第7項，第15条の2の3及び第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p>	<p>30日</p>

<p>(6) 法第9条第3項(第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)又は第4項(第15条の2の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>(7) 法第9条の2第1項第4号に該当したとき。</p> <p>(8) 法第9条の7第2項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>(9) 法第12条第3項の規定に違反したとき。</p> <p>(10) 法第12条第8項の規定に違反したとき。</p> <p>(11) 法第12条の2第3項の規定に違反したとき。</p> <p>(12) 法第12条の2第8項の規定に違反したとき。</p> <p>(13) 法第12条の3第1項(第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>(14) 法第12条の3第3項の規定に違反したとき。</p> <p>(15) 法第12条の3第4項又は第5項の規定に違反したとき。</p> <p>(16) 法第12条の3第6項, 第9項又は第10項の規定に違反したとき。</p> <p>(17) 法第12条の4第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(18) 法第12条の4第3項又は第4項の規定に違反したとき。</p> <p>(19) 法第12条の5第1項(第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>(20) 法第12条の5第2項又は第3項の規定に違反したとき。</p> <p>(21) 法第12条の5第5項の規定に違反したとき。</p> <p>(22) 法第14条第13項の規定に違反したとき。</p> <p>(23) 法第14条第14項の規定に違反したとき。</p> <p>(24) 法第14条の3第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当したとき。</p> <p>(25) 法第14条の4第13項の規定に違反したとき。</p> <p>(26) 法第14条の4第14項の規定に違反したとき。</p> <p>(27) 法第15条の2の7第4号に該当したとき。</p> <p>(28) 法第15条の2の2第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(29) 法第15条の19第1項から第3項までの規定に違反したとき。</p> <p>(30) 法第18条の規定による報告を拒み, 又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(31) 法第19条第1項又は第2項の規定による検査又は収去を拒み, 妨げ, 又は忌避したとき。</p> <p>(32) 法第21条第1項の規定に違反したとき。</p>	<p>30日</p>
<p>6 前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。</p>	<p>10日</p>

別表第3（第6条，第7条関係） 使用停止命令の基準

<p>1 別表第1第4項から第6項までのいずれかに該当する場合（第4条の規定にかかわらず許可の取消しを行わなかった場合に限る。）</p>	<p>180日</p>
<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合                  (1) 法第7条の3第2号又は第3号に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができると思われるとき。                  (2) 法第9条の2第1項第1号，第2号又は第4号に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができると思われるとき。                  (3) 法第14条の3第2号又は第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができると思われるとき。                  (4) 法第15条の2の7第1号，第2号又は第4号に該当しているものの，当該該当事項の改善を図ることができると思われるとき。                  (5) 法第21条の2第2項の規定による命令に違反したとき。</p>	<p>必要な改善期間又は応急措置に必要な期間</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する場合                  (1) 法第12条の4第1項の規定に違反したとき。                  (2) 法第12条の6第3項の規定による命令に違反したとき。                  (3) 法第15条の19第4項の規定による命令に違反したとき。                  (4) 法第19条の10第1項の規定による命令に違反したとき。</p>	<p>90日</p>
<p>4 次の各号のいずれかに該当する場合                  (1) 法第8条の2第5項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。                  (2) 法第15条の2第5項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p>	<p>60日</p>
<p>5 次の各号のいずれかに該当する場合                  (1) 法第7条第15項(第12条第13項，第12条の2第14項，第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。)又は第16項(第12条第13項，第12条の2第14項，第14条第17項及び第14条の4第18項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。                  (2) 法第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。                  (3) 法第7条の3第3号に該当したとき。                  (4) 法第8条の2の2第1項の規定に違反したとき。                  (5) 法第8条の4(第9条の10第8項，第15条の2の4及び第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p>	<p>30日</p>



<p>(6) 法第9条第3項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)又は第4項(第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>(7) 法第9条の2第1項第4号に該当したとき。</p> <p>(8) 法第9条の7第2項(第15条の4において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>(9) 法第12条第3項の規定に違反したとき。</p> <p>(10) 法第12条第8項の規定に違反したとき。</p> <p>(11) 法第12条の2第3項の規定に違反したとき。</p> <p>(12) 法第12条の2第8項の規定に違反したとき。</p> <p>(13) 法第12条の3第1項(第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>(14) 法第12条の3第3項の規定に違反したとき。</p> <p>(15) 法第12条の3第4項又は第5項の規定に違反したとき。</p> <p>(16) 法第12条の3第6項, 第9項又は第10項の規定に違反したとき。</p> <p>(17) 法第12条の4第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(18) 法第12条の4第3項又は第4項の規定に違反したとき。</p> <p>(19) 法第12条の5第1項(第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。</p> <p>(20) 法第12条の5第2項又は第3項の規定に違反したとき。</p> <p>(21) 法第12条の5第5項の規定に違反したとき。</p> <p>(22) 法第14条第13項の規定に違反したとき。</p> <p>(23) 法第14条第14項の規定に違反したとき。</p> <p>(24) 法第14条の3第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当したとき。</p> <p>(25) 法第14条の4第13項の規定に違反したとき。</p> <p>(26) 法第14条の4第14項の規定に違反したとき。</p> <p>(27) 法第15条の2の7第4号に該当したとき。</p> <p>(28) 法第15条の2の2第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(29) 法第15条の19第1項から第3項までの規定に違反したとき。</p> <p>(30) 法第18条の規定による報告を拒み, 又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(31) 法第19条第1項又は第2項の規定による検査又は収去を拒み, 妨げ, 又は忌避したとき。</p> <p>(32) 法第21条第1項の規定に違反したとき。</p>	<p>30日</p>
<p>6 前各項に掲げる違反行為以外の違反行為をしたとき。</p>	<p>10日</p>